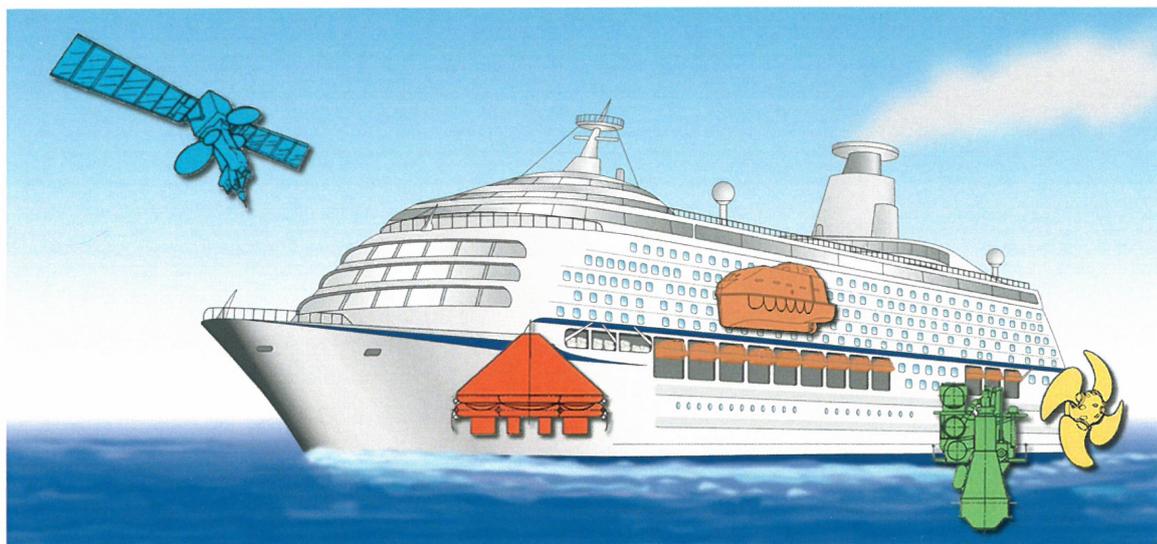


団体PL保険

生産物賠償責任保険（請負業者賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

ご加入のおすすめ



当会の団体PL保険制度は、会員の皆様方の事業を対象とした団体契約です。

PL法の施行後の影響の一つとして、企業間の責任分担を明確にする動きがみられます。船用工業界も例外ではなく、納入業者（船用機器メーカーなど）に対し、PL保険の加入をすすめている発注業者（造船所など）もあり、いまやPL保険は皆様の事業におかれましても必要不可欠なものとなってきております。

PL保険未加入の皆様方におかれましても、是非この機会にご検討いただきますようおすすめいたします。

申込締切 **9月25日(金)**

保険期間

2020年10月1日より1年間

（期間の途中でのご加入も受け付けております）

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

事務幹事代理店 株式会社エヌシーアイ

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は一般社団法人日本船舶品質管理協会が保険契約者となる団体契約です。

(2) お申込人・記名被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

一般社団法人日本船舶品質管理協会の会員の方に限ります。

(3) 保険期間

2020年10月1日から2021年10月1日午後4時まで1年間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 保険適用地域

日本を含む全世界

※ただし日本の法令に基づく損害賠償責任に限る。

(5) ご加入タイプ(支払限度額・免責金額)

この制度では「製造又は整備したのちに引き渡した後」の賠償リスクを補償するPL保険の他に下記の賠償責任保険をご用意しております。加入セット(A~C)以外のプランへの加入をご希望される場合は代理店・扱者までお問い合わせください。

加入セット		A	B	C
生産物賠償責任保険	身体・財物共通支払限度額 (1事故・保険期間中につき)	1億円	3億円	5億円
		上記のうち不良完成品損害 1千万円		
	免責金額 1事故あたり	1万円	1万円	1万円
オプション 請負業者賠償責任保険	身体・財物共通支払限度額 (1事故につき)	1億円	3億円	5億円
	免責金額 1事故あたり	1万円	1万円	1万円
	受託者賠償責任保険	財物支払限度額 (保険期間中につき)	最高受託価格(時価額)	
免責金額 1事故あたり		1万円	1万円	1万円

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。詳細は「お支払いの対象となる損害」(3ページ)をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「賠償支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合

生産物賠償責任保険の補償内容

貴社が製造もしくは販売された製品、または貴社が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

<不良完成品損害補償特約>

生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりで使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害を補償する特約です。
ただし、この特約をセットしても完成品の使用不能損害は補償されません。

<【損害賠償請求ベース】遡及日の設定にご注意ください。>

この保険契約において、生産物賠償責任保険は「損害賠償請求ベース」です。

保険金のお支払いの対象となる損害は、加入者証記載の「遡及日」以降に発生した事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

お支払いの対象となる事故例

〈生産物リスク〉

貴社が製造・販売した財物（生産物）が他人に引き渡された後、その生産物の欠陥により発生した偶然な事故

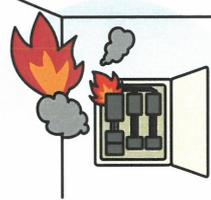


エンジンが発火して船が焼失した。

等

〈仕事の結果リスク〉

貴社が行った仕事が終了した後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故



配線ミスにより漏電し、火災が発生して近くの壁が焼損した。

等

※生産物または仕事の目的物自体の損害は補償対象外となります。

請負業者賠償責任保険の補償内容（オプション）

貴社が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故、または貴社が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

※管理財物損壊補償特約が自動セットされます。詳細は5ページをご参照ください。

※保険期間中に事故が発生した場合に、お支払いの対象になります。（事故発生ベース）

お支払いの対象となる事故例

〈請負作業遂行中の事故〉



工事中に高層の作業現場から電気ドリルを誤って落とし、通行人がケガをした。

等

受託者賠償責任保険の補償内容（オプション）

貴社が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※保険期間中に事故が発生した場合に、お支払いの対象になります。（事故発生ベース）

お支払いの対象となる事故例



お客さまから預かった荷物（救命いかだ等）をフォークリフトで移動している際に、落下させ破損させた。



夜間、事務所に泥棒が侵入し、預かり品が盗難にあった。

等

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から⑥までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(受託者特別約款(オプション)においては、適用されません。また、請負業者特別約款(オプション)においては、管理財物損壊補償特約(自動セット)により、一部補償の対象となります。)
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイントープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

《賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合》

- 直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。

- ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
- ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
- ◇石綿等の飛散または拡散

《生産物特別約款でお支払いしない主な場合》

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◇生産物
 - ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 次のいずれかに該当する場合
 - ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 - ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 （注）知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- LPガス販売業務の結果に起因する損害

等

《請負業者特別約款（オプション）でお支払いしない主な場合》

- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（下請業務を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、走行中を除き出張修理・整備を目的として一時的に管理している場合や、貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を除きます。

◇工作車（ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。）に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内および施設内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害の額がその自動車に締結されている（締結すべき）自賠責保険（責任共済を含みます。）および自動車保険（自動車共済を含みます。）により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。
- 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
- じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 騒音に起因する損害賠償責任
- 塗料（塗料またはその他の塗料用材料）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（吹付けを含みます。）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害

等

<管理財物損壊補償特約(請負業者特別約款に自動セット)>

補償の内容

被保険者の管理下にある財物(仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。)の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

支払限度額

請負業者特別約款の1事故あたりの支払限度額

免責金額

請負業者特別約款の1事故あたりの免責金額

保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害
- 被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)に対する損害
- 被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等(動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。)を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害
- 被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害
- 補償管理財物(管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。)の使用不能に起因する損害
- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害
- 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工(動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。)の拙劣または仕上不良等に起因する損害

等

《受託者特別約款(オプション)でお支払いしない主な場合》

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーから内容物の漏出、溢(いっ)出に起因する損害
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害
- 受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

等

<マリーナ特約(受託者特別約款に自動セット)でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくはそれらの者の使用人または被保険者の同居の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者、被保険者の代理人もしくはそれらの者の使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間のヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- 寄託者または貸主に返還された後に発見されたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- 被保険者の下請負人が管理している間におけるヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- 法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じたヨット・モーターボートの損壊に起因する損害
- 台風、せん風、暴風、暴風雨、竜巻、豪雨、高潮その他これらに類似の自然変象に起因する損害
- ヨット・モーターボートの船外機のみ盗取に起因する損害

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

保険の他にもこんなサービスが!!

PL関連サービス、保険相談コーナーのご案内

保険何でも相談コーナーの開設

PL保険だけでなく、様々な保険の内容や事故に関する相談をFAXにて受け付けます。
折り返し、保険会社よりFAXにてご回答いたします。
相談コーナー宛FAXにてお送りください(フォームは自由)。

貴社



相談コーナー
(三井住友海上)



FAX
03-3259-7216

貴社



- また、三井住友海上火災保険(株)の関連会社であるMS&ADインターリスク総研株式会社では以下のPL関連サービスをご提供しております。
(一部のサービスは有料となります)

- 取扱説明書、警告ラベルに関する診断
社内文書管理マニュアル診断、PL事故時の対応などのコンサルティング
国内、海外のPLに関するトピックスのご提供

- その他、ISO14000シリーズや雇用問題、労働安全衛生、D&O(会社役員賠償責任)など様々なリスクマネジメントサービスをご提供しております。詳細につきましては、三井住友海上宛にご相談ください。

保険加入手続き

1 この団体PL保険に新規にご加入または見積請求の場合

パンフレット添付の加入申込票または見積依頼書に必要事項をご記入の上、代理店・扱者宛 FAXにてお申し込みください。折り返し、代理店・扱者よりお見積書および保険料請求書を貴社宛にFAXいたしますので、ご案内の口座に保険料をお振り込みください。保険料の払込方法はご加入時にその全額を払い込む一時払となります。

2 この団体PL保険に更新加入いただく場合

代理店・扱者より、別途、満期および継続のご案内がありますので、ご対応ください。

3 保険料の精算(PL保険、請負業者賠償責任保険)

保険料が賃金、入場者数、領収金または売上高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。

保険料の精算の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料(満期日より前の直近の会計年度末の確定売上高の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写し)を引受保険会社にご提出いただきます。

満期日より前の直近の会計年度末の確定売上高に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注)ご加入を脱退(解約)される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

* オプションにより、「請負業者賠償責任保険」にご加入される場合には、請負賠償責任保険についても同様に確定売上高を基に保険料の精算を行っていただくこととなります。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

本件に関するお問い合わせ先

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社 船舶営業部 第五課 (担当：相田・村田)

TEL.03-3259-3395 FAX.03-3259-7216

事務幹事代理店：株式会社エヌシーアイ (担当：高橋・加登)

TEL.03-3426-7757 FAX.03-3426-9779